

令和5年度国民健康保険事業特別会計決算(見込)

【歳入】 当初予算との差額 (単位:千円)  
(B)-(A)

		5年度 当初予算(A)	5年度 決算見込(B)	増減 (B)-(A)	備考
保険税	一般分	1,247,367	1,211,774	▲ 35,593	R6年1月末時点 取納率95.4%見込
	退職分	192	22	▲ 170	R6年1月末時点
	計	1,247,559	1,211,796	▲ 35,763	
県支出金		4,830,900	4,826,757	▲ 4,143	保険給付費等に応じて交付
繰入金	一般会計法 定内	519,591	543,839	24,248	基盤安定繰入金(軽減分・保 険者支援分)、財政安定化支 援事業繰入金の増加
	一般会計法 定外	0	0	0	
	基金繰入	16,951	0	▲ 16,951	歳入・歳出見込みにより調整
	計	536,542	543,839	7,297	
繰越金		1	127,061	127,060	前年度からの繰越金 交付金等への返還予定額含 む
その他		7,818	7,627	▲ 191	
合計		6,622,820	6,717,080	94,260	

R6.1月末現在

【歳出】 当初予算との差額 (単位:千円)  
(B)-(A)

		5年度 当初予算(A)	5年度 決算見込(B)	増減 (B)-(A)	備考
保険給付費	一般分	4,695,636	4,693,064	▲ 2,572	被保険者数減少、一人当たり医 療費の増加
	退職分	0	0	0	退職者医療制度終了のため
	計	4,695,636	4,693,064	▲ 2,572	
国保事業費納付金		1,773,010	1,773,011	1	納付金額の確定により増額補正
保健事業費		68,011	57,108	▲ 10,903	特定健診委託料等の確定
積立金		0	88,010	88,010	基金積立金 歳入・歳出見込みにより調整
その他		86,163	141,650	55,487	前年度普通交付金の返還金など
合計		6,622,820	6,752,843	130,023	

※R6年1月末時点の見込みによる

★収支決算見込 歳入6,717,080千円 - 歳出6,752,843千円 = △35,763千円

令和5年度国保連合会への療養給付費の支払い状況(令和4年度との比較)

		令和5年度		令和4年度		対前年度 差額 (A)－(B)
名称	節	執行額(A)	摘要	執行額(A)	摘要	
福岡県国民健康保険団体連合会	療養給付費	346,555,070	一般医療費(R5.3月診療分)	325,839,139	一般医療費(R4.3月診療分)	20,715,931
福岡県国民健康保険団体連合会	療養給付費	322,133,270	一般医療費(R5.4月診療分)	333,622,269	一般医療費(R4.4月診療分)	-11,488,999
福岡県国民健康保険団体連合会	療養給付費	335,726,988	一般医療費(R5.5月診療分)	328,749,295	一般医療費(R4.5月診療分)	6,977,693
福岡県国民健康保険団体連合会	療養給付費	335,470,676	一般医療費(R5.6月診療分)	345,883,004	一般医療費(R4.6月診療分)	-10,412,328
福岡県国民健康保険団体連合会	療養給付費	343,368,941	一般医療費(R5.7月診療分)	335,018,247	一般医療費(R4.7月診療分)	8,350,694
福岡県国民健康保険団体連合会	療養給付費	347,850,968	一般医療費(R5.8月診療分)	321,282,514	一般医療費(R4.8月診療分)	26,568,454
福岡県国民健康保険団体連合会	療養給付費	327,754,956	一般医療費(R5.9月診療分)	320,308,465	一般医療費(R4.9月診療分)	7,446,491
福岡県国民健康保険団体連合会	療養給付費	311,370,270	一般医療費(R5.10月診療分)	329,692,729	一般医療費(R4.10月診療分)	-18,322,459
福岡県国民健康保険団体連合会	療養給付費	315,282,533	一般医療費(R5.11月診療分)	328,451,568	一般医療費(R4.11月診療分)	-13,169,035
福岡県国民健康保険団体連合会	療養給付費	319,395,090	一般医療費(R5.12月診療分)	314,157,544	一般医療費(R4.12月診療分)	5,237,546
			一般医療費(R6.1月診療分)	307,084,752	一般医療費(R5.1月診療分)	
			一般医療費(R6.2月診療分)	290,214,697	一般医療費(R5.2月診療分)	
		3,304,908,762		3,880,304,223		-
		330,490,876	月平均	323,358,685	月平均	

令和5年度高額療養費の支払い状況(令和4年度との比較)

令和5年度		令和4年度		対前年度 差額 (A)-(B)
執行額(A)	摘要	執行額(A)	摘要	
33,984,141	一般高額療養費(R5.2月診療分)	35,266,206	一般高額療養費(R4.2月診療分)	-1,282,065
46,205,520	一般高額療養費(R5.3月診療分)	36,683,826	一般高額療養費(R4.3月診療分)	9,521,694
42,021,727	一般高額療養費(R5.4月診療分)	39,118,230	一般高額療養費(R4.4月診療分)	2,903,497
47,166,058	一般高額療養費(R5.5月診療分)	41,425,485	一般高額療養費(R4.5月診療分)	5,740,573
46,975,097	一般高額療養費(R5.6月診療分)	42,564,469	一般高額療養費(R4.6月診療分)	4,410,628
47,580,605	一般高額療養費(R5.7月診療分)	41,247,964	一般高額療養費(R4.7月診療分)	6,332,641
50,345,927	一般高額療養費(R5.8月診療分)	38,636,970	一般高額療養費(R4.8月診療分)	11,708,957
45,102,204	一般高額療養費(R5.9月診療分)	39,434,698	一般高額療養費(R4.9月診療分)	5,667,506
37,371,754	一般高額療養費(R5.10月診療分)	41,752,474	一般高額療養費(R4.10月診療分)	-4,380,720
37,371,754	一般高額療養費(R5.11月診療分)	39,944,664	一般高額療養費(R4.11月診療分)	-2,572,910
39,586,568	一般高額療養費(R5.12月診療分)	34,145,177	一般高額療養費(R4.12月診療分)	-
		37,010,947	一般高額療養費(R5.1月診療分)	-
473,711,355		467,231,110		-
43,064,669	月平均	38,935,926	月平均	

国民健康保険給付費推移

区分	費目	H30年度(決算)		H31年度(決算)		R2年度(決算)		R3年度(決算)		R4年度(決算)		R5(当初)	R5年度(3月補正反映)	
		金額	対前年度増減	金額	対前年度増減	金額	対前年度増減	金額	対前年度増減	金額	対前年度増減	金額	金額	対前年度増減
一般	療養給付費	4,063,804,319	1.8	4,112,984,544	1.2	3,943,801,722	△ 4.1	4,045,539,529	2.6	3,880,343,773	△ 4.1	4,030,725,000	4,030,725,000	3.9
	療養費	39,372,673	△ 7.6	40,615,610	3.2	35,774,548	△ 11.9	37,986,463	6.2	34,931,073	△ 8.0	39,804,000	39,804,000	14.0
	高額療養費	582,042,609	5.7	600,943,737	3.3	580,943,005	△ 3.3	577,606,052	△ 0.6	525,167,174	△ 9.1	588,926,000	588,926,000	12.1
	小計	4,685,219,601	2.2	4,754,543,891	1.5	4,560,519,275	△ 4.1	4,661,132,044	2.2	4,440,442,020	△ 4.7	4,659,455,000	4,659,455,000	4.9
退職	療養給付費	31,851,214	△ 54.6	11,034,949	△ 65.4	11,592	△ 99.9	0	△ 100.0	0	0.0	0	0	0.0
	療養費	119,957	△ 53.5	27,890	△ 76.8	0	△ 100.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0
	高額療養費	6,690,363	△ 53.0	2,404,483	△ 64.1	0	△ 100.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0
	小計	38,661,534	△ 54.4	13,467,322	△ 65.2	11,592	△ 99.9	0	△ 100.0	0	0.0	0	0	0.0
出産育児一時金	24,344,000	△ 9.2	19,707,810	△ 19.0	20,144,000	2.2	15,928,000	△ 20.9	15,108,000	△ 5.2	22,010,000	20,098,000	33.0	
葬祭費	2,580,000	△ 16.2	1,800,000	△ 30.2	2,100,000	16.7	2,460,000	17.1	2,580,000	4.9	2,820,000	2,820,000	9.3	
傷病手当金	-	-	-	-	47,411	-	175,793	-	567,814	-	1,000,000	340,000	△ 40.1	
その他(審査支払手数料等)	5,731,457	△ 32.9	10,054,923	75.4	9,083,656	△ 9.7	9,321,060	2.6	9,327,606	0.1	10,351,000	10,351,000	11.0	
合計(保険給付費)	4,756,536,592	1.0	4,799,573,946	0.9	4,591,858,523	△ 4.3	4,688,841,104	2.1	4,468,025,440	△ 4.7	4,694,636,000	4,693,064,000	5.0	

令和6年度国民健康保険事業特別会計予算(案)

【歳入】 対前年度差額 (単位:千円)  
(A)-(B)

		令和6年度 当初予算(A)	令和5年度 当初予算(B)	増減 (A)-(B)	備考
保険税	一般分	1,176,432	1,247,558	▲ 71,126	被保険者数の減少
	退職分	144	192	▲ 48	退職者医療制度終了のため
	計	1,176,576	1,247,750	▲ 71,174	
県支出金		4,866,899	4,830,900	35,999	普通交付金 4,674,969 特別交付金 190,361 健康増進事業補助金 1,568
繰入金	法定内	536,861	519,591	17,270	
	法定外	0	0	0	
	基金	0	16,951	▲ 16,951	歳入・歳出の調整
	計	536,861	536,542	319	
繰越金		1	1	0	
その他		7,601	7,627	▲ 26	
合計		6,587,938	6,622,820	▲ 34,882	

【歳出】 対前年度差額 (単位:千円)  
(A)-(B)

		令和6年度 当初予算(A)	令和5年度 当初予算(B)	増減 (A)-(B)	備考
保険給付費	一般分	4,708,177	4,695,636	12,541	一人当たり医療費の増加
	退職分	0	0	0	退職者医療制度終了のため
	計	4,708,177	4,695,636	12,541	
国保事業費納付金		1,720,077	1,773,010	▲ 52,933	県に支払う納付金(県から提示)
保健事業費		62,980	68,011	▲ 5,031	特定健診事業費、健康づくり推進事業
その他		96,704	86,163	10,541	事務費及び出産育児諸費・葬祭費など
合計		6,587,938	6,622,820	▲ 34,882	

0

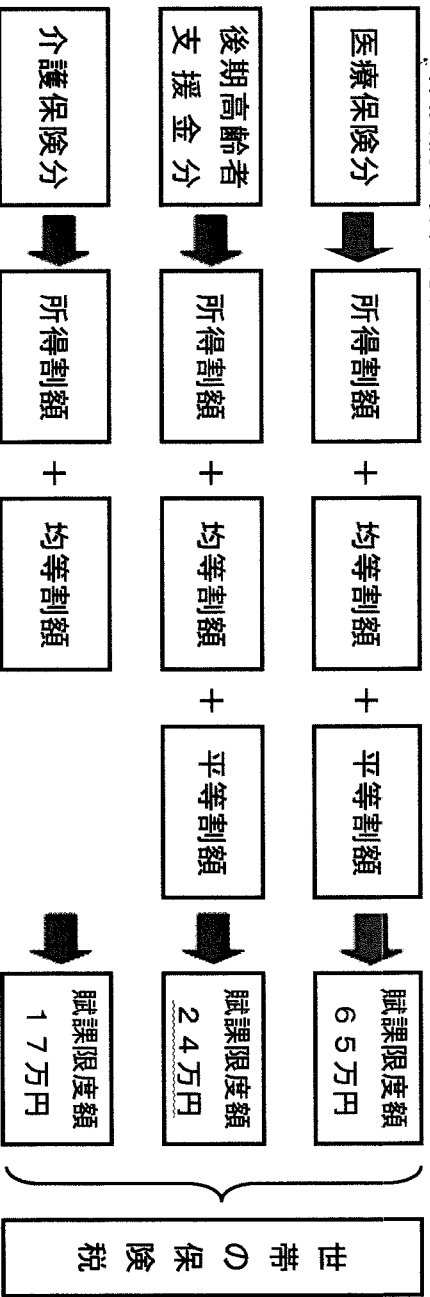
当初(見込み)	世帯	被保険者
R6	7,854	12,096
R5	7,996	12,473

※R6年1月末時点の見込みによる

## 令和6年度改正点

## 保険税の賦課限度額引き上げについて

## 1. 保険税の算定方法



※介護保険分は40歳から64歳までの被保険者がいる場合にかかります。

- ・ 所得割額・・・国保被保険者全員の所得額に応じて計算した額 : 応能割
- ・ 均等割額・・・国保被保険者数に応じて計算した額
- ・ 平等割額・・・世帯単位で加算する額

## 2. 賦課限度額

年 度	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分	合 計
令和5年度	65万円	22万円	17万円	104万円
令和6年度	65万円	24万円	17万円	106万円
増 加 額	—	2万円	—	2万円

保険税は、給付に比べて負担が過度にならないように国の政令で賦課限度額が定められています。実際の限度額は、この政令で定められた賦課限度額を上限として、市町村が条例で定めています。

今回、政令の賦課限度額引き上げに伴い、福津市の賦課限度額を政令に定める上限額に改正を予定しています。これは、高所得者層の負担額の上限を引き上げることによって、国保加入者間の負担均衡を図り、中間所得者層に過重な負担がかからないようにするためです。

## 3. 福津市における賦課限度額の推移

年 度	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分	合 計	増 加 額
平成30年度	58万円	19万円	16万円	93万円	4万円
平成31年度	61万円	19万円	16万円	96万円	3万円
令和2年度	63万円	19万円	17万円	99万円	3万円
令和3年度	63万円	19万円	17万円	99万円	—
令和4年度	65万円	20万円	17万円	102万円	3万円
令和5年度	65万円	22万円	17万円	104万円	2万円
令和6年度	65万円	24万円	17万円	106万円	2万円

※各年度とも国（政令）で定める上限額と同額

4. 賦課限度額引き上げによる保険税への影響額等

	賦課限度額超過世帯		減少数	保険税への影響額
	現行	改正後		
後期高齢者 支援金分	9 6世帯 (2.19%)	8 1世帯 (1.85%)	1 5世帯	+ 1, 770, 400円

※令和5年6月1日時点の国保加入世帯の所得額をもとに試算

※令和5年度税率をもとに試算

**保険税の軽減措置について**

国保被保険者や世帯主、特定同一世帯所属者の所得額(地方税法第314条の2第1項の総所得金額及び山林所得金額の合計額)の合計額が、一定金額以下の場合、世帯にかかると均等割額及び平等割額を所得額に応じて軽減する措置があります。この軽減判定の基準額が次のとおり改正されます。

保険税の軽減判定の基準額

	現 行	改 正 後
7 割軽減	43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円	43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円
5 割軽減	43万円+ <b>29万円</b> ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)+(給与所得者等の数-1)×10万円	43万円+ <b>29.5万円</b> ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)+(給与所得者等の数-1)×10万円
2 割軽減	43万円+ <b>53.5万円</b> ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)+(給与所得者等の数-1)×10万円	43万円+ <b>54.5万円</b> ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)+(給与所得者等の数-1)×10万円

※特定同一世帯所属者…後期高齢者医療制度へ移行したため、国民健康保険の被保険者でなくなった以後も引き続き同一世帯にいる人をいいます。